

JIPDEC

個人情報保護指針

新旧比較

一般財団法人日本情報経済社会推進協会

目次

1. 改定のポイント	5
2. 新旧比較の見方（例）	5
3. 改定概要	6
● 目次	6
● 本文（囲み文、説明文）	9
● 個人情報の利用目的関係	9
■ 利用目的の特定	9
■ 1-2 利用目的の変更（略）	10
■ 1-3 利用目的による制限（略）	10
■ 事業の承継	10
■ 利用目的による制限の例外	10
● 個人情報の利用関係（New）	11
■ 不適正な利用の禁止（New）	11
● 個人情報の取得関係	12
■ 適正な取得	12
■ 要配慮個人情報の取得	12
■ 利用目的の通知又は公表	13
■ 直接書面等による取得	13
■ 利用目的の通知等をしなくてよい場合	14
● 個人データの管理	14
■ データ内容の正確性の確保等	14
■ 安全管理措置	14
■ 従業員の監督	15
■ 委託先の監督	16
● 個人情報等の取扱いにおける事故等の報告について	17
● 個人データの第三者への提供	20
■ 第三者提供の制限の原則	20
■ オプトアウトに関する原則	21
■ オプトアウトに関する事項の変更等	23
■ 第三者に該当しない場合	24

◆ 委託	25
◆ 事業の承継	25
◆ 共同利用	25
■ 外国にある第三者への提供の制限	28
■ 第三者提供に係る記録の作成等	34
■ 第三者提供を受ける際の確認等	37
● 個人関連情報の第三者提供の制限等 (New)	40
● 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等 44	
■ 保有個人データに関する事項の本人への周知	44
■ 8-2 保有個人データの利用目的の通知 (略)	45
■ 保有個人データ及び第三者提供記録の開示	45
■ 保有個人データの訂正、追加または削除	48
■ 保有個人データの利用停止等	48
■ 理由の説明	52
■ 開示等の請求等に応じる手続	52
■ 手数料	54
● 個人情報の取扱いに関する苦情処理	55
● 仮名加工情報取扱事業者等の義務 (New)	57
■ 仮名加工情報を作成する対象事業者の義務 (New)	57
■ 個人情報である仮名加工情報の取扱いに関する義務 (New)	59
■ 個人情報でない仮名加工情報の取扱いに関する義務 (New)	66
● 匿名加工情報取扱事業者等の義務	68
■ 対象事業者の匿名加工情報の取扱い	68
■ 11-2 匿名加工情報の適切な加工 (略)	69
■ 匿名加工情報の作成時の公表	70
■ 匿名加工情報の安全管理措置等	70
■ 識別行為の禁止	71
■ 匿名加工情報の第三者提供	71
● 個人情報保護を推進する上での考え方や方針の策定	72
● ガイドライン等	73
● 学術研究機関等の責務 (New)	73

- 指導、勧告その他の措置.....73
- 指針及び自主ルール一覧の見直し.....74

1. 改定のポイント

ア) 改正法に伴う項目の新設

イ) 改正法及びその他の見直しによる加筆修正

例) ① 改正法による拡充部分を加筆修正

② JISQ15001 の要求事項を自主ルールとして明記等

2. 新旧比較の見方 (例)

この「JIPDEC 個人情報保護指針 新旧比較」は 2017/5/30 版の指針 (旧) と 2022/4/1 版の指針 (新) を比較したものである。

●目次	
(旧)	(新)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 右記項目 : (新設) ・ 削除項目 : 水色 ・ 変更なし : 灰色 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新設項目 : 黄色 ・ 削除項目 : (削除) ・ 変更なし : 灰色
●本文 (囲み文、説明文)	
(旧)	(新)
【段落番号】	【段落番号】
(囲み内) <ul style="list-style-type: none"> ・ 背景 : 白色 ・ 変更なし : 略 ・ 削除箇所 : 水色 ・ 加筆修正箇所 : 下線 及び自主ルール 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 背景 : 白色 ・ 変更なし : 同左 ・ 新規追記 : 黄色 ・ 加筆修正 : 緑色
(説明文 (枠外)) <ul style="list-style-type: none"> ・ 背景 : 水色 ・ 変更なし : 略 ・ 削除箇所 : 水色 ・ 加筆修正箇所 : 下線 及び自主ルール 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 背景 : 水色 ・ 変更なし : 同左 ・ 新規追記箇所 : 黄色 ・ 加筆修正箇所 : 緑色

3. 改定概要

JIPDEC 個人情報保護指針 新旧比較（旧：2017/5/30 版、新：2022/4/1 版）

● 目次

※1-2、1-3、8-2、11-2 は変更なし。それ以外は全て加筆修正あり。

(旧)	(新)
1.個人情報の利用目的関係	1.個人情報の利用目的関係
1-1.利用目的の特定	1-1.利用目的の特定
1-2.利用目的の変更	1-2.利用目的の変更
1-3.利用目的による制限	1-3.利用目的による制限
1-4.事業の承継	1-4.事業の承継
1-5.利用目的による制限の例外	1-5.利用目的による制限の例外
(新設)	2.個人情報の利用関係
2.個人情報の取得関係	2-1.不適正な利用の禁止
2-1.適正取得	3.個人情報の取得関係
2-2.要配慮個人情報の取得	3-1.適正な取得
2-3.利用目的の通知又は公表	3-2.要配慮個人情報の取得
2-4.直接書面等による取得	3-3.利用目的の通知又は公表
2-5.利用目的の通知等をしなくてよい場合	3-4.直接書面等による取得
3.個人データの管理	3-5.利用目的の通知等をしなくてよい場合
3-1.データ内容の正確性の確保等	4.個人データの管理
3-2.安全管理措置	4-1.データ内容の正確性の確保等
3-3.従業者の監督	4-2.安全管理措置
3-4.委託先の監督	4-3.従業者の監督
(8.より項目を移動)	4-4.委託先の監督
4.個人データの第三者への提供	5.個人情報等の取扱いにおける事故等の報告について
4-1.第三者提供の制限の原則	6.個人データの第三者への提供
4-2.オプトアウトに関する原則	6-1.第三者提供の制限の原則
4-3.オプトアウトに関する事項の変更	6-2.オプトアウトに関する原則
	6-3.オプトアウトに関する事項の変更等

<p>4-4.第三者に該当しない場合</p> <p>4-5.外国にある第三者への提供の制限</p> <p>4-6.第三者提供に係る記録の作成等</p> <p>4-7.第三者提供を受ける際の確認等</p> <p>(新設)</p> <p>5.保有個人データに関する事項の公表等、 保有個人データの開示・訂正等・利用停止等</p> <p>5-1.保有個人データに関する事項の本人への周知</p> <p>5-2.保有個人データの利用目的の通知</p> <p>5-3.保有個人データの開示</p> <p>5-4.保有個人データの訂正、追加または削除</p> <p>5-5.保有個人データの利用停止等</p> <p>5-6.理由の説明</p> <p>5-7.開示等の請求等に応じる手続</p> <p>5-8.手数料</p> <p>6.苦情の処理</p> <p>(新設)</p> <p>7.匿名加工情報取扱事業者等の義務</p> <p>7-1.対象事業者の匿名加工情報の取扱い</p> <p>7-2.匿名加工情報の適切な加工</p> <p>7-3.匿名加工情報の作成時の公表</p> <p>7-4.匿名加工情報の安全管理措置等</p>	<p>6-4.第三者に該当しない場合</p> <p>6-5.外国にある第三者への提供の制限</p> <p>6-6.第三者提供に係る記録の作成等</p> <p>6-7.第三者提供を受ける際の確認等</p> <p>7.個人関連情報の第三者提供の制限等</p> <p>8.保有個人データに関する事項の公表等、 保有個人データの開示・訂正等・利用停止等</p> <p>8-1.保有個人データに関する事項の本人への周知</p> <p>8-2.保有個人データの利用目的の通知</p> <p>8-3.保有個人データ及び第三者提供記録の開示</p> <p>8-4.保有個人データの訂正、追加または削除</p> <p>8-5.保有個人データの利用停止等</p> <p>8-6.理由の説明</p> <p>8-7.開示等の請求等に応じる手続</p> <p>8-8.手数料</p> <p>9.個人情報の取扱いに関する苦情処理</p> <p>10.仮名加工情報取扱事業者等の義務</p> <p>10-1.仮名加工情報を作成する対象事業者の義務</p> <p>10-2.個人情報である仮名加工情報の取扱いに関する義務</p> <p>10-3.個人情報でない仮名加工情報の取扱いに関する義務</p> <p>11.匿名加工情報取扱事業者等の義務</p> <p>11-1.対象事業者の匿名加工情報の取扱い</p> <p>11-2.匿名加工情報の適切な加工</p> <p>11-3.匿名加工情報の作成時の公表</p> <p>11-4.匿名加工情報の安全管理措置等</p>
--	--

<p>7-5.識別行為の禁止</p> <p>7-6.匿名加工情報の第三者提供</p> <p>8.個人情報等の取扱いにおける事故等の報告について</p> <p>9.個人情報保護を推進する上での考え方の方針の策定</p> <p>10.ガイドライン等 (新設)</p> <p>11.指導、勧告その他の措置</p> <p>12.指針の見直し</p>	<p>11-5.識別行為の禁止</p> <p>11-6.匿名加工情報の第三者提供 (5.へ移動)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>12.学術研究機関等の責務</p> <p>13.指導、勧告その他の措置</p> <p>14.指針及び自主ルール一覧の見直し</p>
--	---

- 本文（囲み文、説明文）

- 個人情報の利用目的関係

- 利用目的の特定

(旧)	(新)
1-1	1-1
略	同左
<p>(略)</p> <p>利用目的の特定に当たっては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報が対象事業者において、最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で個人情報を利用されるのかが、本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定する必要がある。</p> <p>対象事業者は、特定された利用目的を管理しなければならない。管理の方法としては、例えば、個人情報管理台帳等に記録すること等が考えられる。</p> <p>(略)</p> <p>利用目的はできる限り特定される必要がある。</p> <p>(略)</p>	<p>(同左)</p> <p>利用目的の特定に当たっては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報が対象事業者において、最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で個人情報を利用されるのかが、本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定する必要がある。</p> <p>対象事業者は、個人情報を適正に管理しなければならない。管理の方法としては、例えば、個人情報管理台帳等を作成し、個人情報を利用目的ごとに整理し、定期的に見直すこと等が考えられる。</p> <p style="text-align: center;">【JIPDEC 自主ルール（1）】</p> <p>(同左)</p> <p>「利用目的の特定」の趣旨は、個人情報を取り扱う者が、個人情報がどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかについて明確な認識を持ち、できるだけ具体的に明確にすることにより、個人情報が取り扱われる範囲を確定するとともに、本人の予測を可能とすることである。</p> <p>例えば、本人から得た情報から、本人に関する行動・関心等の情報を分析する場合、対象事業者は、マーケティング目的で本人の行動・関心等の情報を分析していることを本人が予測・想定できる程度に利用目的を特定しなければならない。</p> <p>(同左)</p>

- 1-2 利用目的の変更（略）
- 1-3 利用目的による制限（略）

■ 事業の承継

(旧)	(新)
1-4	1-4
略	同左
<p>対象事業者が、事業の承継をすることに伴って個人情報を取得した場合であって、当該個人情報に係る承継前の利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱う場合、又は承継前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる場合には、対象事業者は、本人の同意を得ることなく、個人情報を利用することができる。</p> <p>(略)</p>	<p>対象事業者が、事業の承継をすることに伴って個人情報を取得した場合であって、当該個人情報に係る承継前の利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱う場合、対象事業者は、本人の同意を得ることなく、個人情報を利用することができる。また、事業の承継をすることに伴って個人情報を取得した場合であっても、1-2. (利用目的の変更) にしたがって、社会通念上、「本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲」内で変更した上で、個人情報を利用することができる。</p> <p>(同左)</p>

■ 利用目的による制限の例外

(旧)	(新)
1-5	1-5
<p>(略)</p> <p>1 法令に基づく場合</p> <p>2 ~ 4 (略)</p>	<p>(同左)</p> <p>1 法令(条例を含む。以下、同様とする。)に基づく場合</p> <p>2 ~ 4 (略)</p> <p>5 対象事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的(以下「学術研究目的」という。)で取り扱う必要があるとき(当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)</p> <p>6 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人デ</p>

	<p>ータを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。</p>
説明文なし	—

● 個人情報の利用関係（New）

■ 不適正な利用の禁止（New）

（旧）	（新）
（新設）	2-1
	<p>対象事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。</p>
	<p>「違法又は不当な行為」とは、法、その他の法令に違反する行為、及び直ちに違法とはいえないものの、法、その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為をいう。</p> <p>「おそれ」の有無は、対象事業者による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断される。この判断に当たっては、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利用時点における対象事業者の認識及び予見可能性も踏まえる必要がある。</p> <p>例えば、対象事業者が第三者に個人情報を提供した場合において、当該第三者が当該個人情報を違法な行為に用いた場合であっても、当該第三者が当該個人情報の取得目的を偽っていた等、当該個人情報の提供の時点において、提供した個人情報が違法に利用されることについて、当該対象事業者が一般的な注意力をもってしても予見できない状況であった場合には、「おそれ」は認められないと解される。</p>

● 個人情報の取得関係

■ 適正な取得

(旧)	(新)
2-1	3-1
略	同左
<p>対象事業者は、偽り等の不正の手段により個人情報を取得してはならない。</p> <p>なお、対象事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第83条により刑事罰（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が科され得る。</p>	<p>対象事業者は、偽り等の不正の手段により個人情報を取得（以下「不適正取得」という。）してはならない。</p> <p>「不正の手段により個人情報を取得している事例」としては、次のような場合があげられる。</p> <p>(1) 十分な判断能力を有していない子供や障害者、<u>高齢者等</u>から、取得状況から考えて関係のない家族の収入事情などの家族の個人情報を、家族の同意なく取得する場合。 【JIPDEC 自主ルール（2）】</p> <p>(2) (1)に記載する家族の個人情報に加え、<u>取得状況から考えて関係のない友人・知人の名前や属性等の個人情報を、友人・知人の同意なく取得する場合。</u> 【JIPDEC 自主ルール（3）】</p>

■ 要配慮個人情報の取得

(旧)	(新)
2-2	3-2
(略) 1～4 (略)	(同左) 1～4 (同左)
	<p>5 対象事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。</p> <p>6 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当</p>

5 当該要配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体、法第76条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合	7 当該要配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体、 学術研究機関等 、法第57条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合
6 ~ 7 (略)	8 ~ 9 (同左)
略	同左

■ 利用目的の通知又は公表

(旧)	(新)
2-3	3-3
略	同左
(略) また、対象事業者は、個人情報を取得する場合は、 <u>個人情報</u> を取得する主体について、あらかじめ公表し、又は取得後速やかに、本人に通知若しくは公表することが望ましい。	(同左) また、対象事業者は、個人情報を取得する場合は、 <u>個人情報</u> を取得する主体について、あらかじめ 公表し、又は取得後速やかに、本人に通知若しくは公表することが望ましい。
	【JIPDEC 自主ルール (4)】

■ 直接書面等による取得

(旧)	(新)
2-4	3-4
略	同左
(略) また、対象事業者は、契約書等の書面により、直接本人から個人情報を取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、 <u>当該個人情報を取得する主体について明示することが望ましい。</u>	(同左) また、対象事業者は、契約書等の書面により、直接本人から個人情報を取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、 <u>当該個人情報を取得する主体について明示することが望ましい。</u>
(略)	(同左) 【JIPDEC 自主ルール (5)】

■ 利用目的の通知等をしなくてよい場合

(旧)	(新)
2-5	3-5
2-3. (利用目的の通知又は公表) 及び 2-4. (直接書面等による取得) の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。 1 ~ 4 (略)	1-2. (利用目的の変更) 第 2 項、3-3. (利用目的の通知又は公表) 及び 3-4. (直接書面等による取得) の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。 1 ~ 4 (同左)
説明文なし	—

● 個人データの管理

■ データ内容の正確性の確保等

(旧)	(新)
3-1	4-1
対象事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保たなければならない。利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。	対象事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の 状態で管理しなければならない。 【JIPDEC 自主ルール（6）】 利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。
対象事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報データベース等への個人情報の入力時の照合・確認の手續の整備、誤り等を発見した場合の訂正等の手續の整備、記録事項の更新、保存期間の設定等を行うことにより、個人データを正確かつ最新の内容に保たなければならない。 (略)	対象事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報データベース等への個人情報の入力時の照合・確認の手續の整備、誤り等を発見した場合の訂正等の手續の整備、記録事項の更新、保存期間の設定等を行うことにより、個人データを正確かつ最新の 状態で管理しなければならない。 (同左)

■ 安全管理措置

(旧)	(新)
3-2	4-2
略	同左

<p>対象事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的に必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p> <p>このような安全管理措置は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。</p> <p>なお、データベース化されることを前提とした個人情報についても、同様の措置を講じることが望ましい。</p>	<p>対象事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的に必要かつ適切な措置を講じなければならない（外国において個人データを取り扱う場合には当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、これらの措置を講じなければならない。）。このような安全管理措置は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。</p> <p>組織的安全管理措置においては、組織体制の整備に加え、組織の責任者は定期的に研修を受講する等し、最新のリスクに備えられるようにしておくことが望ましい。</p> <p>【JIPDEC 自主ルール（7）】</p> <p>なお、データベース化されることを前提とした個人情報についても、同様の措置を講じることが望ましい。ただし、法に基づく安全管理措置の公表までを求めるものではない。</p> <p>【JIPDEC 自主ルール（8）】</p> <p>より安全な情報の取扱いという観点では、データベース化されることが前提となっていない散在情報においても、リスクに応じて、必要かつ適切な措置を講ずることが望ましい。</p> <p>【JIPDEC 自主ルール（9）】</p>
---	---

■ 従業員の監督

(旧)	(新)
3-3	4-3
略	同左
(略) なお、データベース化されることを前提とした	(同左) なお、データベース化されることを前提とした

<p>個人情報についても、同様の措置を講じることが望ましい。</p> <p>(略)</p>	<p>個人情報についても、同様の措置を講じることが望ましい。 【JIPDEC 自主ルール (10)】</p> <p>より安全な情報の取扱いという観点では、データベース化されることが前提となっていない散在情報においても、リスクに応じて、必要かつ適切な措置を講じることが望ましい。</p> <p>【JIPDEC 自主ルール (11)】</p> <p>(同左)</p>
---	---

■ 委託先の監督

(旧)	(新)
<p>3-4</p>	<p>4-4</p>
<p>略</p>	<p>同左</p>
<p>(略)</p> <p>なお、データベース化されることを前提とした個人情報についても、同様の措置を講じることが望ましい。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 委託契約の締結</p> <p>対象事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合には、委託先との間で書面による委託契約を締結しなければならない。その際、委託契約には、当該個人データの取扱いに関する、必要かつ適切な安全管理措置として、委託元、委託先双方が同意した内容や、委託先における委託された個人データの取扱状況を委託元が合理的に把握する方法等必要かつ適切な条項を定めなければならない。</p> <p>(3) 委託先における個人データ取扱状況の把握 (略)</p>	<p>(同左)</p> <p>なお、データベース化されることを前提とした個人情報についても、同様の措置を講じることが望ましい。 【JIPDEC 自主ルール (12)】</p> <p>より安全な情報の取扱いという観点では、データベース化されることが前提となっていない散在情報においても、リスクに応じて、必要かつ適切な措置を講じることが望ましい。</p> <p>【JIPDEC 自主ルール (13)】</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 委託契約の締結</p> <p>対象事業者は、当該個人データの取扱いに関する、必要かつ適切な安全管理措置として、委託元、委託先双方が同意した内容や、委託先における委託された個人データの取扱状況を委託元が合理的に把握する方法等必要かつ適切な条項を定めなければならない。</p> <p>【JIPDEC 自主ルール (14)】</p> <p>(3) 委託先における個人データ取扱状況の把握 (同左)</p>

<p>委託先が再委託を行おうとする場合は、対象事業者は、委託先が再委託する相手方、再委託する業務内容、再委託先の個人データの取扱方法等について、<u>委託先から事前報告を受け又は承認を行うこととしなければならない。</u>また、対象事業者は、委託先を通じて又は必要に応じて自ら、再委託先が少なくとも対象事業者に求められるものと同等の安全管理措置を講ずることを<u>十分に確認しなければならない。</u></p> <p>(略)</p>	<p>委託先が再委託を行おうとする場合は、対象事業者は、委託先が再委託する相手方、再委託する業務内容、再委託先の個人データの取扱方法等について、<u>委託先から事前報告を受け又は承認を行うこととしなければならない。</u>また、対象事業者は、委託先を通じて又は必要に応じて自ら、再委託先が少なくとも対象事業者に求められるものと同等の安全管理措置を講ずることを<u>十分に確認しなければならない。</u></p> <p style="text-align: right;">【JIPDEC 自主ルール (15)】</p> <p>(同左)</p>
--	---

● 個人情報等の取扱いにおける事故等の報告について

(旧)	(新)
<p>8</p> <p>※(新)5へ移動</p> <p>1 対象事業者は、その保有する個人情報について、外部への漏えいその他本人の権利利益の侵害（以下「事故等」という。）が発生した場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに当協会に報告しなければならない。</p> <p>2 対象事業者は、その保有する加工方法等情報について、事故等が発生した場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに当協会に報告しなければならない。</p>	<p>5</p> <p>1 対象事業者は、その取り扱う個人データの漏えい等に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。</p> <p>2 対象事業者は、<u>法に基づく漏えい等の報告に加え、その保有する個人情報について、第1項で規定する漏えい等に係る事態以外に、当協会が定める外部への漏えいその他本人の権利利益の侵害（以下「事故等」という。）が発生した場合又はそのおそれが生じたときは、速やかに当協会に報告しなければならない。</u></p> <p style="text-align: right;">【JIPDEC 自主ルール (16)】</p> <p>3 対象事業者は、その保有する加工方法等情報について、事故等が発生した場合又はそのおそれが生じたときは、速やかに当協会に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">【JIPDEC 自主ルール (17)】</p>
	<p>対象事業者は、その取り扱う個人データの漏えい</p>

	<p>い等に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものが生じたときは、法に基づき、個人情報保護委員会へ漏えい等の報告等を直接行うと共に、本人に対し、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。</p> <p>対象事業者は、次の（１）から（４）までに掲げる事態を知ったときは、個人情報保護委員会に報告しなければならない。</p> <p>（１）要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>（２）不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>（３）不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>（４）個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>漏えい等報告の義務を負う主体は、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データを取り扱う対象事業者である。</p> <p>個人データの取扱いを委託している場合においては、委託元と委託先の双方が個人データを取り扱っていることになるため、報告対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が報告する義務を負う。この場合、委託元及び委託先の連名で報告することができる。なお、委託先が、報告義務を負っている委託元に当該事態が発生したことを通知したときは、委託先は報告義務を免除される。また、委託元から委託先にある個人データ（個人データA）の取扱いを委託している場合であって、別の個人データ（個人データB）の取扱いを委託していないときには、個人データBについて、委託元において報告対象事態が発生した場合であっても、委託先は報告義務を負わず、委託</p>
--	--

<p>対象事業者は、その保有する個人情報又は加工方法等情報について事故等が発生した場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに当協会に報告しなければならない。</p> <p>対象事業者は、その保有する個人情報又は加工方法等情報について事故等が発生した場合又はそのおそれが生じた場合には、当協会に報告をするとともに、必要な場合には関係機関にも適切に報告を行わなければならない。</p> <p>事故等とは、個人情報又は加工方法等情報の外部への漏えいその他本人の権利利益の侵害のことをいい、具体的には、個人情報（個人情報又は加工方法等情報が記録された媒体を含む。）の漏えい、紛失、滅失・き損、改ざん、正確性の未確保、不正・不適正取得、目的外利用・提供、不正利用、開示等の求め等の拒否を含む。</p> <p>当協会への報告は、当協会が定める所定の様式により行うものとする。</p>	<p>元のみが報告義務を負うことになる。</p> <p>また、必要な場合には関係機関にも適切に報告を行わなければならない。</p> <p>なお、当協会の対象事業者は、法で定める漏えい等の報告に加え、その保有する個人情報について、（1）から（4）に掲げる事態以外に、第2項又は第3項に定める事故等が発生した場合又はそのおそれが生じたときは、JIPDEC 自主ルール（16）並びに（17）に基づき、当協会へも以下の（1）又は（2）に従い速やかに報告が必要となる。事故等とは、具体的には、個人情報又は加工方法等情報の漏えい、紛失、滅失・き損、改ざん、正確性の未確保、不適正取得、目的外利用・提供、不正利用、開示等の求め等の拒否を含むものであって、当協会が別途定めるものをいう。</p> <p>当協会への報告は、当協会が定める次の方法により行うものとする。</p> <p>(1) プライバシーマークを付与されている対象事業者 プライバシーマーク制度の報告ルールに基づき、所定の様式により報告を行う。</p> <p>(2) CBPR の認証を取得している事業者（かつプライバシーマークを持たない事業者） (ア) 法に基づく報告等が必要な事態が生じた場合 個人情報保護委員会の Web サイトより専用フォームで報告を行った後、報告内容を PDF でダウンロードし、その控えを認定個人情報保護団体事務局へ提出することをもって報告したものとする。</p> <p>(イ) (ア) 以外の事故等が生じた場合</p>
--	--

<p>また、上記にかかわらず、対象事業者は、事故の規模や二次被害発生の可能性などの状況により必要と判断される場合には、事故等の発生後又は事故等の発生のおそれが生じた後、当協会に対し、速やかに連絡を行わなければならない。</p>	<p>認定個人情報保護団体が定める所定の様式により、毎月当該月の事故等の報告をとりまとめた集計結果を、翌月の10日を目途に認定個人情報保護団体事務局へ提出する。</p> <p>当協会への報告については、当協会 Web サイトの認定個人情報保護団体の当該ページ「事故等の報告について」で公表されている「事故報告のながれ」を確認の上、適正に報告を行わなければならない。</p>
---	--

● 個人データの第三者への提供

■ 第三者提供の制限の原則

(旧)	(新)
<p>4-1</p> <p>(略)</p> <p>1～4 (略)</p>	<p>6-1</p> <p>(同左)</p> <p>1～4 (同左)</p> <p>5 対象事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。</p> <p>6 対象事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供し目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該対象事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。</p> <p>7 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に</p>

	侵害するおそれがある場合を除く。)
<p>(略)</p> <p>ブログやその他の SNS に書き込まれた個人データを含む情報については、当該情報を書き込んだ者の明確な意思で不特定多数又は限定された対象に対して公開されている情報であり、その内容を誰が閲覧できるかについて当該情報を書き込んだ者が指定していることから、その公開範囲について、インターネット回線への接続サービスを提供するプロバイダやブログその他の SNS の運営事業者等に裁量の余地はないため、このような場合は、当該事業者が個人データを第三者に提供しているとは解されない。</p> <p>対象事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第 83 条により刑事罰（1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）が科され得る。</p>	<p>(同左)</p> <p>ブログやその他の SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス。以下「SNS」という。）に書き込まれた個人データを含む情報については、当該情報を書き込んだ者の明確な意思で不特定多数又は限定された対象に対して公開されている情報であり、その内容を誰が閲覧できるかについて当該情報を書き込んだ者が指定していることから、その公開範囲について、インターネット回線への接続サービスを提供するプロバイダやブログその他の SNS の運営事業者等に裁量の余地はないため、このような場合は、当該事業者が個人データを第三者に提供しているとは解されない。</p>

■ オプトアウトに関する原則

(旧)	(新)
4-2	6-2
<p>対象事業者は、第三者に提供される個人データ（要配慮個人情報を除く。以下本文において同じ。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、4-1.（第三者提供の制限の原則）の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。</p>	<p>対象事業者は、第三者に提供される個人データ（要配慮個人情報、不適正取得された個人データ、他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を除く。以下、同様とする。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保</p>

<p>1 ~ 2 (略)</p> <p>3 ~ 5 (略)</p>	<p>護委員会に届け出たときは、6-1. (第三者提供の制限の原則) の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。</p> <p>1 第三者への提供を行う対象事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの) にあっては、その代表者又は管理人の氏名。</p> <p>2 ~ 3 (同左)</p> <p>4 第三者に提供される個人データの取得の方法</p> <p>5 ~ 7 (同左)</p> <p>8 その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項</p>
<p>対象事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、次の(1)から(5)までに掲げる事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態(※1)に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出た場合には、4-1. (第三者提供の制限の原則) の規定にかかわらず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる(オプトアウトによる第三者提供)。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p> <p>(略)</p> <p>なお、要配慮個人情報は、オプトアウトにより第三者に提供することはできず、第三者に提供するに当たっては、4-1. (第三者提供の制限の原則) 1 ~ 4 又は 4-2. (オプトアウトに関する原則) 各号</p>	<p>対象事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、次の(1)から(9)までに掲げる事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態(※1)に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出た場合には、6-1. (第三者提供の制限の原則) の規定にかかわらず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる(オプトアウトによる第三者提供)。</p> <p>(1) 対象事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人等の代表者の氏名</p> <p>(2) ~ (3) (同左)</p> <p>(4) 第三者に提供される個人データの取得の方法</p> <p>(5) ~ (7) (同左)</p> <p>(8) 第三者に提供される個人データの更新の方法</p> <p>(9) 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日</p> <p>(同左)</p> <p>なお、要配慮個人情報は、オプトアウトにより第三者に提供することや、オプトアウトにより提供を受けた個人データをオプトアウトにより再提供することはできず、第三者に提供するに当たって</p>

<p>に該当する場合以外は必ずあらかじめ本人の同意を得る必要があるので、注意を要する。</p> <p>(略)</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>は、6-1. (第三者提供の制限の原則) 各号又は 6-4. (第三者に該当しない場合) 各号に該当する場合以外は必ずあらかじめ本人の同意を得る必要があるので、注意を要する。</p> <p>(同左)</p> <p>(1段落目下へ移動)</p> <p>(同左)</p>
--	--

■ オプトアウトに関する事項の変更等

(旧)	(新)
<p>4-3</p> <p>対象事業者は、第三者に提供される項目、提供の方法又は本人の求めを受け付ける方法を変更する場合は、変更する内容について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。</p>	<p>6-3</p> <p>対象事業者は、6-2. (オプトアウトに関する原則) 第 1 号に掲げる事項に変更があったとき又は個人データの提供をやめたときは遅滞なく、6-2. (オプトアウトに関する原則) 第 3 号から第 5 号まで又は第 7 号から第 8 号までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。</p>
<p>対象事業者は、4-2. (オプトアウトに関する原則) に基づきオプトアウトにより個人データの第三者提供を行っている場合であって、<u>提供される個人データの項目、提供の方法又は第三者への提供を停止すべきとの本人の求めを受け付ける方法を変更する場合は、変更する内容について、変更し当たってあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。</u>なお、対象事業者は、4-3. (オプトアウトに関する事項の変更) に基づき、必要な事項を個人情報保護委員会に届出たときは、その内容を自らも公表するものとする。</p>	<p>対象事業者は、6-2. (オプトアウトに関する原則) に基づきオプトアウトにより個人データの第三者提供を行っている場合であって、6-2. (オプトアウトに関する原則) 各号のうち、第三者への提供を行う対象事業者の氏名又は名称、住所、法人等の代表者の氏名に変更があったとき、又はオプトアウトによる第三者への提供をやめたときは遅滞なく、第三者に提供される個人データの項目、第三者に提供される個人データの取得の方法、第三者への提供の方法、本人の求めを受け付ける方法、第三者に提供される個人データの更新の方法及び個人データの第三者への提供を開始する予定日を変更しようとするときはあらかじめ、その内容について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出な</p>

	ければならない。なお、対象事業者は、6-3. (オプトアウトに関する事項の変更等) に基づき、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らも公表するものとする。
--	---

■ 第三者に該当しない場合

(旧)	(新)
4-4	6-4
<p>次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第三者提供の制限の原則の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。</p> <p>1 ～ 2 (略)</p> <p>3 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。</p>	<p>次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、6-1. (第三者提供の制限の原則) 及び 6-2. (オプトアウトに関する原則) の適用については、第三者に該当しないものとする。</p> <p>1 ～ 2 (同左)</p> <p>3 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。</p>
<p>上記 1 から 3 までの場合については、個人データの提供先は対象事業者とは別の主体として形式的には第三者に該当するものの、本人との関係において提供主体である対象事業者と一体のものとして取り扱うことに合理性があるため、第三者に該当しないものとする。</p>	<p>次の、6-4-1. (委託)、6-4-2. (事業の承継)、6-4-3. (共同利用) の場合については、個人データの提供先は対象事業者とは別の主体として形式的には第三者に該当するものの、本人との関係において提供主体である対象事業者と一体のものとして取り扱うことに合理性があるため、第三者に該当しないものとする。</p> <p>このような要件を満たす場合には、対象事業者は、6-1. (第三者提供の制限の原則)、6-2. (オプトアウトに関する原則) 及び 6-3. (オプトアウトに関する事項の変更等) までの規定に関わらず、あらかじめ本人の同意の取得又はオプトアウトを行うことなく、個人データを提供することができる。</p>

◆ 委託

(旧)	(新)
4-4-1	6-4-1
略	同左
<p>個人データの取扱いに関する業務の全部又は一部を委託する場合は第三者に該当しない。</p> <p>対象事業者には、委託先に対する監督責任が課される。</p>	<p>個人データの取扱いに関する業務の全部又は一部を委託する場合は第三者に該当しない。当該提供先は、委託された業務の範囲内でのみ、本人との関係において提供主体である対象事業者と一体のものとして取扱われることに合理性があるため、委託された業務以外に当該個人データを取り扱うことはできない。</p> <p>対象事業者には、委託先に対する監督責任が課される。</p>

◆ 事業の承継

(旧)	(新)
4-4-2	6-4-2
略	同左
<p>(略)</p> <p>事業の承継のための契約を締結するより前の交渉段階で、相手会社から自社の調査を受け、自社の個人データを相手会社へ提供する場合は、当該データの利用目的及び取扱方法、漏えい等が発生した場合の措置、事業承継の交渉が不調となった場合の措置等、相手会社に安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結しなければならない。</p>	<p>(同左)</p> <p>事業の承継のための契約を締結するより前の交渉段階で、相手会社から自社の調査を受け、自社の個人データを相手会社へ提供する場合も、本項に該当し、あらかじめ本人の同意を得ることなく又はオプトアウト手続を行うことなく、個人データを提供することができるが、当該データの利用目的及び取扱方法、漏えい等が発生した場合の措置、事業承継の交渉が不調となった場合の措置等、相手会社に安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結しなければならない。</p>

◆ 共同利用

(旧)	(新)
4-4-3	6-4-3
特定の者との間で共同して利用される個人デー	特定の者との間で共同して利用される個人デー

<p>タを当該特定の者に提供する場合であって、その旨及びに共同して利用されるデータの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。</p>	<p>タを当該特定の者に提供する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。</p>
<p>(略)</p> <p>また、既に対象事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合には、対象事業者が特定した利用目的の範囲で共同して利用しなければならない。</p> <p>共同利用の対象となる個人データの提供については、必ずしも全ての共同利用者が双方向で行う必要はなく、一部の共同利用者に対し、一方向で行うこともできる。</p> <p>なお、共同利用か委託かは、個人データの取扱いの形態によって判断されるものであって、共同利用の範囲に委託先事業者が含まれる場合であっても委託先との関係は、共同利用となるわけではなく、委託先の監督責任を免れるわけでもない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 共同して利用される個人データの項目 事例1) 氏名、住所、電話番号 事例2) (略)</p> <p>(3) 共同して利用する者の範囲 (略) なお、当該範囲が明確である限りにおいては、事業者の名称等を個別にすべて列挙する必要がない場合もある。</p> <p>(4) 利用する者の利用目的 共同利用は、個人データを共同して利用しようとする全ての事業者が、共同して利用する個人データについて、あらかじめ、利用目的を本</p>	<p>(同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 共同して利用される個人データの項目 事例1) 氏名、住所、電話番号、年齢 事例2) (同左)</p> <p>(3) 共同して利用する者の範囲 (同左) なお、当該範囲が明確である限りにおいては、事業者の名称等を個別にすべて列挙する必要はないが、本人がどの事業者まで利用されるか判断できるようにしなければならない。</p> <p>(4) 利用する者の利用目的 共同して利用する個人データについて、その利用目的を全て、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合に限って行</p>

<p>人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合に限り行うことができる。</p> <p>したがって、対象事業者は、個人データを共同利用する場合には、個人情報の取得時に、共同して利用する個人データについて、その利用目的を全て、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いていなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称</p> <p>対象事業者は、本人から開示等の求め及び苦情を受け付けた場合には、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について、開示、訂正、利用停止等の権限を有し、安全管理等個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いていなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>うことができる。</p> <p>(同左)</p> <p>(5) 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名個人データの管理について責任を有する者とは、開示等の請求及び苦情を受け付け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について、開示、訂正、利用停止等の権限を有し、安全管理等個人データの管理について責任を有する者をいう。</p> <p>(同左)</p> <p>既に対象事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合には、共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期し得ると客観的に認められる範囲内である必要がある。その上で、当該個人データの内容や性質等に応じて共同利用するかどうかを判断し、対象事業者が特定した利用目的の範囲で共同して利用しなければならない。</p> <p>共同利用の対象となる個人データの提供については、必ずしも全ての共同利用者が双方向で行う必要はなく、一部の共同利用者に対し、一方向で行うこともできる。</p> <p>共同利用か委託かは、個人データの取扱いの形態によって判断されるものであって、共同利用の範囲に委託先事業者が含まれる場合であっても委</p>
---	---

<p>(1) から (5) までの情報のほか、例えば、次の (ア) から (カ) までの事項についても、あらかじめ決めておくことが望ましい。</p> <p>(ア) ~ (カ) (略)</p> <p>対象事業者は、個人データを共同利用する場合において、「共同利用する者の利用目的」については、社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に範囲内で変更することができ、「個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称」についても変更することができるが、いずれも変更する前に、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。</p>	<p>託先との関係は、共同利用となるわけではなく、委託先の監督責任を免れるわけでもない。</p> <p>なお、共同利用を実施する場合には、共同利用者における責任等を明確にし円滑に実施する観点から、上記 (1) から (5) までの情報のほか、(ア) から (カ) までの事項についても、あらかじめ決めておくことが望ましい。</p> <p>(ア) ~ (カ) (同左)</p> <p>対象事業者は、個人データを共同利用する場合において、「個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に変更があったときは遅滞なく、当該変更後の内容について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。また、「共同利用する者の利用目的」については、社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に範囲内で変更することができ、「個人データの管理について責任を有する者」についても変更することができるが、いずれも変更する前に、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。</p>
---	--

■ 外国にある第三者への提供の制限

(旧)	(新)
4-5	6-5
<p>対象事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下、<u>本文において同じ。</u>）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により対象事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制</p>	<p>1 対象事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下、同様とする。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下、同様とする。）にある第三者（個人データの取扱いについて法第4章第2節の規定により対象事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものと</p>

<p>を整備している者を除く。以下、<u>本文において同じ。</u>)に個人データを提供する場合には、4-1.(第三者提供の制限の原則)に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、4-1.(第三者提供の制限の原則)～4-4.(第三者に該当しない場合)の規定は、適用しない。</p>	<p>して個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下、同様とする。)に個人データを提供する場合には、6-1.(第三者提供の制限の原則)各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、6-1.(第三者提供の制限の原則)から6-4.(第三者に該当しない場合)までの規定は、適用しない。</p> <p>2 対象事業者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。</p> <p>3 対象事業者は、個人データを外国にある第三者(第1項に規定する体制を整備している者に限る。)に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。</p>
<p>対象事業者は、外国にある第三者に個人データを提供する場合に当たっては、<u>以下のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得る必要がある。</u></p> <p>(1) 当該第三者が、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として、個人情報の保護に関する法律施行規則で定める国にある場合。</p> <p>※ただし、本指針の施行日時点において、定められている国はない。</p>	<p>対象事業者は、外国にある第三者に個人データを提供する場合に当たっては、次の(1)から(3)までの何れかに該当する場合を除き、本6-5.(外国にある第三者への提供の制限)に基づいてあらかじめ「外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意」を得る必要がある。</p> <p>(1) 当該第三者が、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として、施行規則で定める国にある場合</p> <p>個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国は、EU及び英国が該</p>

<p>(2) (略)</p> <p>(ア) 個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。</p> <p>(イ) 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。</p>	<p>当する。ここでいう EU とは、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等」（平成31年個人情報保護委員会告示第1号）に定める国を指す（ただし、英国は含まない。）。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(ア) 対象事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第4章第2節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること</p> <p>(イ) 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること</p> <p>(ア) の「適切かつ合理的な方法」とは、個人データの提供先である外国にある第三者が、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることを担保することができる方法である必要がある。例えば、外国にある事業者個人データの取扱いを委託する場合であれば、提供元及び提供先間の契約、確認書、覚書等であり、同一の企業グループ内で個人データを移転する場合であれば、提供元及び提供先に共通して適用される内規、プライバシーポリシー等がこれに該当する。</p> <p>また、アジア太平洋経済協力（APEC）の越境プライバシールール（CBPR）システム（※）の認証を取得している事業者は、その取得要件として、第三者に個人情報を取り扱わせる場合においても、CBPR 認証取得事業者が本人に対して負う義務が同様に履行されることを確保する措置を当該第三者との間で整備する必要があるとされている。</p> <p>したがって、提供元の対象事業者が CBPR 認証を取得しており、提供先の「外国にある第三者」が</p>
--	--

<p>(3) 4-1. (第三者提供の制限の原則) に該当する</p>	<p>対象事業者に代わって個人情報を取り扱う者である場合には、対象事業者が CBPR の認証の取得要件を充たすことも、本人が同意に係る判断を行うための情報提供として掲げる事項のうち、(2)の「適切かつ合理的な方法」の一つであると解される。</p> <p>(※)【アジア太平洋経済協力 (APEC) の越境プライバシールール (CBPR) システム】事業者の APEC プライバシーフレームワークへの適合性を国際的に認証する制度。APEC の参加国・地域が本制度への参加を希望し、参加を認められた国がアカウントビリティエージェント (AA) を登録する。この AA が事業者について、その申請に基づき APEC プライバシーフレームワークへの適合性を認証する。</p> <p>当協会は、APEC 電子商取引運営グループで策定された CBPR システムのアカウントビリティ・エージェントとして認定されている。当協会の対象事業者は、当協会の CBPR 認証基準及び APEC プライバシー原則に適合する場合には、当協会が行う審査を受けることにより、CBPR の認証を受けることができる。</p> <p>また、提供先の第三者が、CBPR の認証を取得している事業者である場合には、当該第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制として規定する基準のうち、「個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること」が該当する。</p> <p>ただし、この措置を講じなければならない対象は、実際に提供を行った「当該個人データ」であることから、提供先で取り扱っている他の個人情報の取扱いについてまで当該措置を講ずることが求められているものではない。</p> <p>(3) 6-1. (第三者提供の制限の原則) 各号のいず</p>
-------------------------------------	---

<p>場合</p> <p>本人の同意とは、本人の個人データが、対象事業者によって第三者に提供されることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう。本人の同意を取得する場合には、事業の性質及び個人データの取扱状況に応じ、当該本人が当該同意に係る判断を行うために必要と考えられる方法によらなければならない。具体的には、提供先の国又は地域名を個別に示す方法、実質的に本人からみて提供先の国名等を特定できる方法、国名等を特定する代わり外国にある第三者に提供する場面を具体的に特定する方法などが考えられる。</p> <p>対象事業者は、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制として、上記（ア）（イ）の基準に適合する体制を整備している場合には、外国にある第三者に個人データを提供することができる。</p>	<p>れかに該当する場合</p> <p>なお、ここでいう本人の同意とは、本人の個人データが、対象事業者によって外国にある第三者に提供されることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう。本人の同意を取得する場合には、事業の性質及び個人データの取扱状況に応じ、当該本人が当該同意に係る判断を行うために必要と考えられる方法によらなければならない。情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他適切な方法とする。</p> <p>また、当該本人が当該同意に係る判断を行うための情報の提供は、次に掲げる事項についておこなうものとする。</p> <p>(1) 当該外国の名称</p> <p>本人の同意を得ようとする時点において、当該外国の名称が特定できない場合には、次に掲げる事項について情報提供を行わなければならない。</p> <p>(ア) 当該外国の名称が特定できない旨及びその理由</p> <p>(イ) 当該外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報</p> <p>(2) 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報</p> <p>一般的な注意力をもって適切かつ合理的な方法により確認しなければならないが、例えば、提供先の外国にある第三者に対して照会する方法や、我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を確認する方法等が適切かつ合理的な方法に該当する。</p> <p>提供先の第三者が所在する外国における個人情報の保護に関する制度と我が国の法との間の本質的な差異を本人が合理的に認識できる情報でなければならない。当該外国における制度のうち、提供先の外国にある第三者に適用される制</p>
--	--

<p>(ア)「適切かつ合理的な方法」とは、個人データの提供先である外国にある第三者が、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることを担保することができる方法である必要がある。</p> <p>CBPR 認証取得事業者は、その取得要件として、第三者に個人情報を取り扱わせる場合においても、CBPR 認証取得事業者が本人に対して負う義務が同様に履行されることを確保する措置を当該第三者との間で整備する必要があるとされていることから、提供先の「外国にある第三者」が対象事業者に代わって個人情報を取り扱う者である場合には、CBPR 認証取得事業者であることは、(ア)「適切かつ合理的な方法」に該当する。当協会は、APEC 電子商取引運営グループで策定された CBPR システムのアカウントビリティ・エージェント (AA) として認定をされている。当協会の対象事業者は、</p>	<p>度に限られる。</p> <p>(3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報</p> <p>当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置と我が国の法により個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者に求められる措置との間の本質的な差異を本人が合理的に認識できる情報でなければならない。具体的には、当該第三者において、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する措置（本人の権利に基づく請求への対応に関する措置を含む。）を講じていない場合には、当該講じていない措置の内容について、本人が合理的に認識できる情報が提供されなければならない。</p> <p>本人の同意を得ようとする時点において、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報を提供できない場合には、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。</p> <p>(2) (イ) の下に移動</p>
--	---

<p>当協会の CBPR 認証基準及び APEC プライバシー原則に適合する場合には、当協会が行う審査を受けることにより、CBPR の認証を受けることができる。</p> <p>また、提供先の第三者が、APEC の CBPR 認証取得事業者である場合には、(イ)「個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること」に該当する。</p>	
---	--

■ 第三者提供に係る記録の作成等

(旧)	(新)
4-6	6-6
<p>1 対象事業者は、個人データを第三者（法第 2 条 5 項に掲げる者を除く。）に提供したときは、以下の事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が 4-1.（第三者提供の制限の原則）又は 4-4.（第三者に該当しない場合）いずれか（4-5.（外国にある第三者への提供の制限）の規定による個人データの提供にあつては、4-1.（第三者提供の制限の原則）のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>1) 4-1.（第三者提供の制限の原則）又は 4-5.（外国にある第三者への提供の制限）の本人の同意を得ている場合はその旨 オプトアウトによる第三者提供の場合は、当該個人データを提供した年月日</p> <p>2) 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したとき</p>	<p>1 対象事業者は、個人データを第三者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人を除く。以下、同様とする。）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が 6-1.（第三者提供の制限の原則）各号又は 6-4.（第三者に該当しない場合）各号に記載するいずれかに該当する場合（6-5.（外国にある第三者への提供の制限）による個人データの提供にあつては 6-1.（第三者提供の制限の原則）各号のいずれかに該当する場合）はこの限りでない。</p>

<p>は、その旨)</p> <p>3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項</p> <p>4) 当該個人データの項目</p> <p>2 対象事業者は、上記1の記録を、当該記録を作成した日から以下の期間保存しなければならない。</p> <p>1) 本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に記録を行わなければならない事項が記載されているときは、当該書面をもって当該事項に関する記録に代える場合は、最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間</p> <p>2) 当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれる場合は、最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間</p> <p>3) 1)2)以外の場合 3年</p> <p>3 対象事業者は、個人データの第三者への提供に当たって、第三者から個人データに係る確認が行われた場合には、当該第三者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。</p>	<p>2 対象事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。</p>
<p>対象事業者は、個人データを第三者に提供したときは、個人データの提供に関する記録を作成しなければならない。</p> <p>記録の作成は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。</p> <p>記録の作成は、個人データを第三者に提供した</p>	<p>対象事業者は、第三者に対して個人データを提供したときは、本項に定める事項に関する記録を作成・保存しなければならない。</p> <p>ただし、個人データの提供の根拠に応じて、以下のとおり例外が定められている。</p> <p>(1) 6-1. (第三者提供の制限の原則) による個人</p>

都度、速やかに作成しなければならない。対象事業者は、当該記録を、記録を作成した日から3年間保存をしなければならない。

ただし、対象事業者は、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。この場合に、対象事業者は、最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間、当該記録を保存しなければならない。

また、対象事業者が、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に記録を行わなければならない事項が記載されているときは、当該書面をもって当該事項に関する記録に代えることができる。この場合に、対象事業者は、最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間、当該記録を保存しなければならない。

対象事業者が記録を行わなければならない事項は以下のとおりである。

- (1) 4-1.(第三者提供の制限の原則)又は4-3.(オプトアウトに関する事項の変更)の本人の同意を得ている旨
オプトアウトによる第三者提供の場合は当該個人データを提供した年月日
- (2) 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項(不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨)
- (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- (4) 当該個人データの項目

データの提供の場合

当該個人データの提供が6-1.(第三者提供の制限の原則)各号又は6-4.(第三者に該当しない場合)各号のいずれかに該当する場合には本項に定める事項に関する記録の作成・保存は不要となる。

(2) 6-5.(外国にある第三者への提供の制限)による個人データの提供の場合

6-1.(第三者提供の制限の原則)各号いずれかに該当する場合には本項に定める事項に関する記録の作成・保存は不要となる。

<提供者の記録事項>

	提供年月日	第三者の氏名等	本人の氏名等	個人データの項目	本人の同意
オプトアウトによる第三者提供	○	○	○	○	
本人の同意による第三者提供		○	○	○	○

■ 第三者提供を受ける際の確認等

(旧)	(新)
4-7	6-7
<p>1 対象事業者は、第三者（法第2条5項に掲げる者を除く。）から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が4-1.（第三者提供の制限の原則）又は4-4.（第三者に該当しない場合）のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名</p> <p>2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯</p> <p>2 対象事業者は、上記1の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。</p> <p>1) 4-1.（第三者提供の制限の原則）又は4-5.（外国にある第三者への提供の制限）の本人の同意を得ている旨 オプトアウトによる第三者提供を受ける場合は個人データの提供を受けた年月日</p> <p>2) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人</p>	<p>1 対象事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が6-1.（第三者提供の制限の原則）各号又は6-4.（第三者に該当しない場合）各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯</p> <p>2 前項の第三者は、対象事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該対象事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはいないこととされている。</p> <p>3 対象事業者は、第1項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。</p>

<p>でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)の氏名</p> <p>3) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯</p> <p>4) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項</p> <p>5) 当該個人データの項目</p> <p>6) 法第23条4項の規定により公表されている旨</p> <p>3 対象事業者は、上記2の定めによる記録を、当該記録を作成した日から以下に定める期間保存しなければならない。</p> <p>1) 本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者から提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に記録を行わなければならない事項が記載されているときは、当該書面をもって当該事項に関する記録に代えるとき最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して1年を経過する日までの間</p> <p>2) 当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供を受けたとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供を受けることが確実であると見込まれるとき最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して3年を経過する日までの間</p> <p>3) 1) 2) 以外の場合 3年</p>	<p>4 対象事業者は、前項の定めによる記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。</p>
<p>対象事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに当たっては、確認を行わなければならない。具体的には</p> <p>(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法</p>	<p>対象事業者は、第三者に対して個人データの提供を受けるに際しては、本項に定める事項の確認を行い、確認を行ったときは記録を作成・保存しなければならない。</p>

人にとっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの）においては、その代表者又は管理人）の氏名を個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法により、確認をする必要がある。

(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯については、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法により、確認をする必要がある。

ただし、対象事業者が、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に 4-7.（第三者提供を受ける際の確認等）1 及び 4-7.（第三者提供を受ける際の確認等）2 の方法による確認（ただし、記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認については、当該事項の内容と当該提供に係る本 4-7.（第三者提供を受ける際の確認等）1-1)及び 4-7.（第三者提供を受ける際の確認等）1-2) に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

対象事業者は、第三者から個人データの提供を受けるときには、個人データの提供に関する記録を作成しなければならない。記録の作成は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法による。

対象事業者は、記録の作成は、個人データを第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。対象事業者は、当該記録を、記録を作成した日から3年間保存をしなければならない。

ただし、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けたとき、又は当該第三者から個人データを継続的に若しくは反復して提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。この場合に、対象事業者は、当該記録を、記録を作成した

ただし、当該個人データの提供が 6-1.（第三者提供の制限の原則）の各号又は 6-4.（第三者に該当しない場合）各号のいずれかに該当する場合は、確認及び記録の作成・保存は不要となる。

<受領者の記録事項>

	提供を受けた年月日	第三者の氏名等	取得の経緯	本人の氏名等	個人データの項目	個人情報保護委員会による公表	本人の同意等
オプトアウトによる第三者提供	○	○	○	○	○	○	
本人の同意による第三者提供		○	○	○	○		○
私人などからの第三者提供		○	○	○	○		

<p>日から3年間保存をしなければならない。</p> <p>対象事業者が記録を行わなければならない事項は以下のとおりである。</p> <p>(ア) 4-1.(第三者提供の制限の原則)又は4-5.(外国にある第三者への提供の制限)の本人の同意を得ている旨</p> <p>オプトアウトによる第三者提供の場合は当該個人データの提供を受けた年月日</p> <p>(イ) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの)にあっては、その代表者又は管理人)の氏名</p> <p>(ウ) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯</p> <p>(エ) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項</p> <p>(オ) 当該個人データの項目</p> <p>ただし、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に記録を行わなければならない事項が記載されているときは、当該書面をもって当該事項に関する記録に代えることができる。この場合に、対象事業者は、最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して1年を経過する日までの間、保存しなければならない。</p>	
---	--

● 個人関連情報の第三者提供の制限等 (New)

(旧)	(新)
(新設)	<p>7</p> <p>1 個人関連情報とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。</p> <p>2 個人関連情報を取扱う対象事業者は、提供先</p>

	<p>の第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下、同様とする。）を個人データとして取得することが想定されるときは、6-1.（第三者提供の制限の原則）各号に掲げる場合を除き、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を第三者に提供してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 当該第三者が対象事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。 2) 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。 <p>3 対象事業者が前項の規定による確認を行う場合において、前項の第三者は、当該対象事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならないこととされている。また、対象事業者が前項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人関連情報を提供した年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成すると共に、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>個人関連情報の第三者提供の制限は、個人関連情報を取扱う対象事業者による個人関連情報の第</p>
--	---

	<p>三者提供一般に適用されるものではなく、提供先の第三者が個人関連情報を「個人データとして取得することが想定されるとき」に適用されるものである。そのため、個人関連情報の提供を行う個人関連情報を取扱う対象事業者は、提供先の第三者との間で、提供を行う個人関連情報の項目や提供先の第三者における個人関連情報の取扱い等を踏まえた上で、それに基づいて法の適用の有無を判断する。</p> <p>「個人データとして取得する」とは、提供先の第三者において、個人データに個人関連情報を付加する等、個人データとして利用しようとする場合をいう。</p> <p>提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を、ID等を介して提供先が保有する他の個人データに付加する場合には、「個人データとして取得する」場合に該当する。</p> <p>提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を直接個人データに紐付けて利用しない場合は、別途、提供先の第三者が保有する個人データとの容易照合性が排除しきれないとしても、ここでいう「個人データとして取得する」場合には直ちに該当しない。</p> <p>「想定される」とは、提供元の個人関連情報を扱う対象事業者事業者において、提供先の第三者が「個人データとして取得する」ことを現に想定している場合、又は一般人の認識（※）を基準として「個人データとして取得する」ことを通常想定できる場合をいう。</p> <p>（※）ここでいう「一般人の認識」とは、同種の事業を営む事業者の一般的な判断力・理解力を前提とする認識をいう。</p> <p>個人関連情報の提供先が外国にある第三者である場合には、本人の同意が得られていることを確認するに当たって、当該同意が得られていることに加え、当該同意を得ようとする時点において次の（１）から（３）までの情報が当該本人に提供さ</p>
--	---

	<p>れていることを確認しなければならない。それぞれの具体的な内容については、6-5. (外国にある第三者への提供の制限) の説明を参照。</p> <p>(1) 当該外国の名称</p> <p>(2) 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報</p> <p>(3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報</p> <p>なお、次の①又は②のいずれかに該当する場合には、本人同意の取得時に上記の(1)から(3)までの情報が提供されていることを確認する必要はない。①及び②の具体的な内容については、6-5. (外国にある第三者への提供の制限) の説明を参照。</p> <p>① 当該第三者が個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国にある場合</p> <p>② 当該第三者が個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している場合</p> <p>ただし、②の基準に適合する体制を整備している第三者に個人関連情報の提供を行った場合には、対象事業者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずる。(6-5. (外国にある第三者への提供の制限) 第3項参照)。</p> <p>本人から同意を得る主体は、原則として提供先の第三者となり、対象事業者が本人から同意を得る主体である場合、書面の提示を受ける方法その他の適切な方法によって必要な情報の提供が行われていることを確認しなければならない。</p> <p>なお、複数回にわたって同一「本人」の個人関連情報を提供する場合において、同一の内容である事項を重複して確認する合理性はないため、既に</p>
--	--

	<p>個人データとして取得することを認める旨の本人の同意を得られていること、外国にある第三者への提供にあつては、参考となるべき情報が当該本人に提供されていることにより確認を行い、提供元における記録義務に規定する方法により作成し、かつ、その時点において保存している記録に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の確認を省略することができる。</p> <p><提供元の記録事項></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>提供年月日</th> <th>第三者の氏名等</th> <th>本人の氏名等</th> <th>個人データ (個人関連情報の項目)</th> <th>本人の同意等(※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人関連情報の第三者提供</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(参考) 本人の同意による第三者提供</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(参考) オプトアウトによる第三者提供</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		提供年月日	第三者の氏名等	本人の氏名等	個人データ (個人関連情報の項目)	本人の同意等(※)	個人関連情報の第三者提供	○	○		○	○	(参考) 本人の同意による第三者提供		○	○	○	○	(参考) オプトアウトによる第三者提供	○	○	○	○	
	提供年月日	第三者の氏名等	本人の氏名等	個人データ (個人関連情報の項目)	本人の同意等(※)																				
個人関連情報の第三者提供	○	○		○	○																				
(参考) 本人の同意による第三者提供		○	○	○	○																				
(参考) オプトアウトによる第三者提供	○	○	○	○																					

● **保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等**

■ **保有個人データに関する事項の本人への周知**

(旧)	(新)
5-1	8-1
<p>(略)</p> <p>1 当該対象事業者の氏名又は名称</p> <p>2 (略)</p> <p>3 5-2. (保有個人データの利用目的の通知)、5-3. (保有個人データの開示)、5-4. (保有個人データの訂正、追加または削除)、又は 5-5. (保有個人データの利用停止等) の規定による請求に応じる手続 (5-8. (手数料) の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)</p>	<p>(同左)</p> <p>1 当該対象事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 8-2. (保有個人データの利用目的の通知)、8-3. (保有個人データ及び第三者提供記録の開示)、8-4. (保有個人データの訂正、追加または削除)、又は 8-5. (保有個人データの利用停止等) の規定による請求に応じる手続 (8-8. (手数料) の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)</p> <p>4 法第 23 条の規定により保有個人データの安</p>

<p>4 ~ 5 (略)</p>	<p>全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態に置くことにより当該保個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）</p> <p>5 ~ 6 (同左)</p>
<p>説明文なし</p>	<p>当該安全管理のために講じた措置は、事業の規模及び性質、保有個人データの取扱状況（取り扱う保有個人データの性質及び量を含む。）、保有個人データを記録した媒体等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。このため、当該措置の内容は対象事業者によって異なり、本人の知り得る状態に置く安全管理のために講じた措置の内容についても対象事業者によって異なる。</p> <p>なお、本人の知り得る状態については、本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含むため、講じた措置の概要や一部をホームページに掲載し、残りを本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うといった対応も可能であるが、例えば、通則ガイドラインに沿って安全管理措置を実施しているといった内容の掲載や回答のみでは適切ではない。</p> <p>対象事業者は、当協会の名称及び連絡先等認定個人情報保護団体の表記について、認証制度を中止した場合及び対象事業者であることを辞退すべく届出た場合は、速やかに認定個人情報保護団体に係る全ての表記を削除しなければならない。</p> <p>【JIPDEC 自主ルール（18）】</p>

■ 8-2 保有個人データの利用目的の通知（略）

■ 保有個人データ及び第三者提供記録の開示

(旧)	(新)
<p>5-3</p>	<p>8-3</p>
<p>1 本人は、対象事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。</p>	<p>1 本人は、対象事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で</p>

<p>2 対象事業者は、上記1の規定による請求を受けたときは、本人に対し書面の交付による(開示の請求を行った者が同意した方法があるときは当該方法)方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</p> <p>1) ~ 3) (略)</p> <p>3 対象事業者は、上記1の規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>定める方法による開示を請求することができる。</p> <p>2 対象事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該対象事業者の定める方法のうち当該本人が請求した方法(当該方法による開示に多額の費用を要する場合及び開示が困難である場合は書面の交付による方法)により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</p> <p>1) ~ 3) (同左)</p> <p>3 対象事業者は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</p> <p>4 (同左)</p> <p>5 第1項から第3項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る6-6.(第三者提供に係る記録の作成等)第1項及び6-7.(第三者提供を受ける際の確認等)第3項の記録について、準用する。ただし、次に掲げる事項を除く。</p> <p>1) 当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの</p> <p>2) 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの</p> <p>3) 当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損な</p>
--	--

	<p>われるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの</p> <p>4) 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの</p>
<p>対象事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（存在しないときにはその旨を知らせることを含む。）の請求を受けたときは、本人に対し、書面の交付による方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。</p> <p>ただし、開示することにより次の1)から3)までのいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができるが、これにより開示しない旨の決定をしたとき又は請求に係る保有個人データが存在しないときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 他の法令に違反することとなる場合</p> <p>開示の請求を行った者が同意した方法があるときはその方法により開示をすることも認められ</p>	<p>対象事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（存在しないときにはその旨を知らせることを含む。）の請求を受けたときは、本人に対し、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該対象事業者の定める方法のうち本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあつては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。</p> <p>電磁的記録の提供による方法については、対象事業者がファイル形式や記録媒体などの具体的な方法を定めることができるが、開示請求等で得た保有個人データの利用等における本人の利便性向上の観点から、可読性・検索性のある形式による提供や、技術的に可能な場合には、他の事業者へ移行可能な形式による提供を含め、できる限り本人の要望に沿った形で対応することが望ましい。</p> <p>ただし、8-3. (保有個人データ及び第三者提供記録の開示) 第2項に基づき、保有個人データを開示することにより次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができるが、これにより開示しない旨の決定をしたとき又は請求に係る保有個人データが存在しないときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。</p> <p>(1) ～ (2) (同左)</p> <p>(3) 他の法令に違反することとなる場合</p>

る。具体的には、電子メール、電話等の方法による ことが考えられる。	
(略)	(同左)

■ 保有個人データの訂正、追加または削除

(旧)	(新)
5-4	8-4
略	同左
対象事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データに誤りがあり、事実でないという理由によって、内容の訂正、追加又は削除の請求を受けた場合は、利用目的の達成に必要な範囲で遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、訂正等を行わなければならない。保有個人データの削除とは、不要な情報を除くことをいう。	対象事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データに誤りがあり、事実でないという理由によって、内容の訂正、追加又は削除の請求を受けた場合は、利用目的の達成に必要な範囲で遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、訂正等を行わなければならない。
(略)	(同左)

■ 保有個人データの利用停止等

(旧)	(新)
5-5	8-5
1 本人は、対象事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが1-3.(利用目的による制限)の規定に違反して取り扱われているとき又は2-1.(適正取得)の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下この文において「利用停止等」という。)を請求することができる。	1 本人は、対象事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが1-3.(利用目的による制限)、1-4.(事業の承継)、1-5.(利用目的による制限の例外)、2-1.(不適正な利用の禁止)の規定に違反して取り扱われているとき又は3-1.(適正な取得)、3-2.(要配慮個人情報の取得)の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下、この文において「利用停止等」という。)を請求することができる。
2～4(略)	2～4(同左)
	5 本人は、対象事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データを当該対象事業者が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識

<p>5 対象事業者は、上記1の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は上記3の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</p>	<p>別される保有個人データに係る5.（個人情報等の取扱いにおける事故等の報告について）第1項で規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。</p> <p>6 対象事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</p> <p>7 対象事業者は、第1項若しくは第5項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第3項若しくは第5項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</p>
<p>対象事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、1-3.（利用目的による制限）又</p>	<p>対象事業者は、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合については、保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止を行わなければならない。</p> <p>(1) 法違反の場合</p> <p>対象事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、1-3.（利用目的による</p>

<p>は1-4. (事業の承継)、1-5. (利用目的による制限の例外)の規定に違反して本人の同意なく目的外利用がされている、又は2-1. (適正取得)、2-2. (要配慮個人情報の取得)の規定に違反して偽りその他不正の手段により個人情報が取得され若しくは本人の同意なく要配慮個人情報が取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、利用停止等を行わなければならない。保有個人データの消去とは、保有個人データを保有個人データとして使えなくすることであり、当該データを削除することのほか、当該データから特定の個人を識別できないようにすること等を含む。</p> <p>(略)</p>	<p>制限)又は1-4. (事業の承継)、1-5. (利用目的による制限の例外)、2-1. (不適正な利用の禁止)の規定に違反して本人の同意なく目的外利用がされている等、3-1. (適正な取得)、3-2. (要配慮個人情報の取得)の規定に違反して偽りその他不正の手段により個人情報が取得され若しくは本人の同意なく要配慮個人情報が取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用停止等の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、利用停止等を行わなければならない。</p> <p>保有個人データの消去とは、保有個人データを保有個人データとして使えなくすることであり、当該データを削除することのほか、当該データから特定の個人を識別できないようにすること等を含む。</p> <p>(2) 法違反の場合の第三者提供の停止 (同左)</p> <p>(3) 8-5. (保有個人データの利用停止等) 第5項の要件を満たす場合の利用停止等又は第三者提供の停止 対象事業者は、次の①から③までのいずれかに該当する場合については、遅滞なく、利用停止等又は第三者提供の停止を行わなければならない。</p> <p>① 利用する必要がなくなった場合 対象事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データを対象事業者が利用する必要がなくなったという理由によって、当該保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として、遅滞なく、利用停止等又は第三者提供の停止を行わなければならない。</p> <p>② 当該本人が識別される保有個人データ</p>
--	---

<p>(略)</p>	<p>に係る 5. (個人情報等の取扱いにおける事故等の報告について) 第 1 項で規定する事態が生じた場合</p> <p>対象事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データに係る 5. (個人情報等の取扱いにおける事故等の報告について) 第 1 項に規定する事態が生じたという理由によって、当該保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。</p> <p>5. (個人情報等の取扱いにおける事故等の報告について) 第 1 項に規定する事態とは、法に基づき個人情報保護委員会へ報告が必要となる漏えい等が生じることをいう。</p> <p>③ 当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合</p> <p>対象事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるという理由によって、当該保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。</p> <p>「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」とは、法目的に照らして保護に値する正当な利益が存在し、それが侵害されるおそれがある場合をいう。</p> <p>(同左)</p>
------------	---

■ 理由の説明

(旧)	(新)
5-6	8-6
<p>対象事業者は、次に掲げる事項について、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置を取らない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を<u>説明しなければなら</u>ない。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>対象事業者は、次に掲げる事項について、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置を取らない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を<u>説明しなければなら</u>ない。 【JIPDEC 自主ルール (19)】</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 保有個人データ及び第三者提供記録の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき</p> <p>3～4 (同左)</p>
<p>対象事業者は、保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたとき、保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき、保有個人データの内容の全部又は一部について訂正等を行ったとき又は行わない旨の決定をしたとき、又は保有個人データの利用停止等若しくは第三者提供の停止等を行ったとき若しくは行わない旨の決定をしたときで、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置を取らない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明しなければならない。</p>	<p>対象事業者は、保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたとき、保有個人データ又は第三者提供記録の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき、保有個人データの内容の全部又は一部について訂正等を行ったとき又は行わない旨の決定をしたとき、又は保有個人データの利用停止等若しくは第三者提供の停止等を行ったとき若しくは行わない旨の決定をしたときで、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置を取らない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明しなければならない。</p>

■ 開示等の請求等に応じる手続

(旧)	(新)
5-7	8-7
<p>1 対象事業者は、次に掲げる本指針の規定による請求に関し、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。</p>	<p>1 対象事業者は、次に掲げる本指針の規定による請求 (以下「開示等の請求等」という。) に関し、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。</p>

<p>1) (略)</p> <p>2) 5-3. (保有個人データの開示)</p> <p>3) ~ 4) (略)</p> <p>2 対象事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、対象事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。</p> <p>3 ~ 5 (略)</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 開示等の請求等に際して提出すべき書面の様式その他の開示等の請求等の方式</p> <p>3) ~ 4) (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>1) (同左)</p> <p>2) 8-3. (保有個人データ及び第三者提供記録の開示)</p> <p>3) ~ 4) (同左)</p> <p>2 対象事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、対象事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データ又は当該第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。</p> <p>3 ~ 5 (同左)</p> <p>1) (同左)</p> <p>2) 開示等の請求等に際して提出すべき書面(電磁的記録を含む。)の様式その他の開示等の請求等の方式</p> <p>3) ~ 4) (同左)</p> <p>6 (同左)</p>
<p>(略)</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 保有個人データの利用目的の通知又は保有個人データの開示をする際に徴収する手数料の徴収方法</p> <p>開示等の請求等を受け付ける方法を定めた場合には、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅</p>	<p>(同左)</p> <p>(1) ~ (3) (同左)</p> <p>(4) 保有個人データの利用目的の通知又は保有個人データ又は第三者提供記録の開示をする際に徴収する手数料の徴収方法</p> <p>対象事業者は、開示等の請求等を受け付ける方法を定めるに当たっては、当該手続が、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の請求等の受付方法等に応じて適切なものになるよう配慮するとともに、必要以上に煩雑な書類を書かせたり、請求等を受け付ける窓口を他の業務を行う拠点とは別にいたずらに不便な場所に限定したりする等、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。</p> <p>また、開示等の請求等を受け付ける方法を定めた場合には、本人の知り得る状態(本人の求めに応</p>

<p>滞なく回答する場合を含む。)に置いておかなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>対象事業者は、円滑に開示等の手続が行えるよう、本人に対し、開示等の請求等の対象となる当該本人が識別される保有個人データの特定に必要な事項(住所、ID、パスワード、会員番号等)の提示を求めることができる。なお、その際には、本人が容易かつ確実に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報を提供するなど、本人の利便性を考慮しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>滞なく回答する場合を含む。)に置いておかなければならない。</p> <p>(同左)</p> <p>対象事業者は、円滑に開示等の手続が行えるよう、本人に対し、開示等の請求等の対象となる当該本人が識別される保有個人データ又は第三者提供記録の特定に必要な事項(住所、ID、パスワード、会員番号等)の提示を求めることができる。なお、その際には、本人が容易かつ確実に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データ又は第三者提供記録の特定に資する情報を提供するなど、本人の利便性を考慮しなければならない。</p> <p>(同左)</p> <p>なお、代理人による来所や送付等の場合には、確認書類として、本人及び代理人については、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード(マイナンバーカード)表面、旅券(パスポート)、在留カード、特別永住者証明、年金手帳、印鑑証明書と実印等が考えられるほか、代理人については、代理権を与える旨の委任状(親権者が未成年者の法定代理人であることを示す場合は、本人及び代理人が共に記載され、その続柄が示された戸籍謄抄本、住民票の写し。成年後見人が成年被後見人の法定代理人であることを示す場合は、登記事項証明書)が考えられる。</p>
--	---

■ 手数料

(旧)	(新)
5-8	8-8
<p>1 対象事業者は、利用目的の通知を求められたとき又は開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>1 対象事業者は、8-2.(保有個人データの利用目的の通知)の規定による利用目的の通知を求められたとき又は8-3.(保有個人データ及び第三者提供記録の開示)の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。</p> <p>2 (同左)</p>

<p>対象事業者は、保有個人データの利用目的の通知を求められ、又は保有個人データの開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料の額を定め、これを徴収することができる。</p> <p>当該手数料の額を定めた場合には、本人の知り得る状態に置いておかなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>対象事業者は、保有個人データの利用目的の通知を求められ、又は保有個人データ若しくは第三者提供記録の開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料の額を定め、これを徴収することができる。</p> <p>当該手数料の額を定めた場合には、8-1.(保有個人データに関する事項の本人への周知)の規定により本人の知り得る状態に置いておかなければならない。</p> <p>(同左)</p>
---	---

● 個人情報の取扱いに関する苦情処理

(旧)	(新)
<p>6</p> <p>1 対象事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理を行わなければならない。</p> <p>2 対象事業者は、匿名加工情報を作成した場合又は匿名加工情報を取り扱う場合には、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理を行わなければならない。</p> <p>3 対象事業者は、上記1及び2の目的を達成するために必要な体制の整備を行わなければならない。</p> <p>4 対象事業者は、苦情の申出先に、対象事業者の苦情の申出先及び当協会の名称及び苦情解決の申出先を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。</p>	<p>9</p> <p>1 対象事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理を行わなければならない。【JIPDEC 自主ルール（20）】</p> <p>2 対象事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行わなければならない。【JIPDEC 自主ルール（21）】</p>
<p>対象事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理を行わなければならない。</p>	<p>対象事業者は、自社の保有個人データに関する苦情の申出先及び認定個人情報保護団体である当協会の名称及び苦情解決の申出先を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。</p> <p>対象事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理を行わなければならない。</p>

対象事業者は、匿名加工情報を作成した場合又は匿名加工情報を取り扱う場合には、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理を行わなければならない。

また、苦情の適切かつ迅速な処理を行うに当たり、必要な体制の整備を行わなければならない。具体的には、苦情処理窓口の設置、苦情処理担当者の任命や苦情処理の手順を定めること等が考えられる。

なお、対象事業者は、個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出先及び当協会の名称及び苦情解決の申出先について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

苦情の適切かつ迅速な処理を行うに当たり、必要な体制の整備とは、具体的には、苦情処理窓口の設置、苦情処理担当者の任命や苦情処理の手順を定めること等が考えられる。

冒頭へ移動

なお、対象事業者は、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する自社の苦情の申出先と共に、当協会の名称及び苦情解決の受付窓口の名称と連絡先を本人の知り得る状態に置く場合として、対象事業者の Web サイト等へ掲載するときは、以下のような表記をすることが考えられる。

<苦情処理窓口表記の例>

- (1) 当該対象事業者の苦情の申出先
 - ・苦情受付窓口の名称
 - ・連絡手段及び連絡先
- (2) 当該対象事業者の消費者等から苦情の解決の申出を受ける第三者機関
 - 【個人情報の取り扱いに関する苦情のみを受付けています】
 - ・当協会の名称及び苦情解決の受付窓口の名称
 - ・連絡先

◆上記苦情処理窓口の表記にかかる留意点

(ア) 苦情処理窓口を記載する場合、必ず自社の窓口を先に記載する。

(イ) 上記(2)により当協会の連絡先を記載する場合、対象事業者の商品やサービスの苦情処理窓口と混同しないよう、赤字等で目立つように“個人情報の取り扱いに関する苦情”の解決の申出先であることが分かるようにする。

● 仮名加工情報取扱事業者等の義務 (New)

■ 仮名加工情報を作成する対象事業者の義務 (New)

(旧)	(新)
(新設)	<p>10-1</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象事業者は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下、同様とする。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。 2 対象事業者は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下、同様とする。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。
(新設)	<p>10-1-1 仮名加工情報の適正な加工</p> <p>対象事業者は、仮名加工情報を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために、次の（1）から（3）に従い、個人情報を加工しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。） 想定される加工の事例は、下記の（ア）（イ）等が考えられる。

	<p>(ア) 会員 ID、氏名、年齢、性別、サービス利用履歴が含まれる個人情報を加工する場合 「氏名を削除する」</p> <p>(イ) 氏名、住所、生年月日が含まれる個人情報を加工する場合 「氏名を削除する」、「住所を削除する。又は、〇〇県△△市に置き換える」、「生年月日を削除する。又は、日を削除し、生年月に置き換える。」</p> <p>(2) 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p> <p>(3) 個人情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等を削除すること（当該記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p>
新設	<p>10-1-2 削除情報等の安全管理措置</p> <p>対象事業者は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等を取得したときは、削除情報等（上記（1）から（3）の規定に基づき行われた加工の方法に関する情報にあつては、その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるものに限る。以下、同様とする。）の漏えいを防止するために必要なものとして次の（1）から（3）に掲げる内容に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。当該措置の内容は、対象となる削除情報等が漏えいした場合における個人の権利利益の侵害リスクの大きさを考慮し、当該削除情報等の量、性質等に応じた内容としなければならない。</p> <p>(1) 削除情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。</p>

	<p>(2) 削除情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って削除情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。</p> <p>(3) 削除情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による削除情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。</p>
--	--

■ 個人情報である仮名加工情報の取扱いに関する義務 (New)

(旧)	(新)
(新設)	<p>10-2</p> <p>1 対象事業者は、1-3. (利用目的による制限)、1-4. (事業の承継)、1-5. (利用目的による制限の例外) の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、1-1. (利用目的の特定) 第1項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下、本項において同様とする。）を取り扱ってはならない。</p> <p>2 対象事業者は、仮名加工情報について、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、公表しなければならない。また、仮名加工情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を公表しなければならない。</p> <p>3 1-2. (利用目的の変更) 第2項、3-3. (利用目的の通知又は公表) 及び 3-4. (直接書面等による取得) の規定は、次に掲げる場合については、仮名加工情報について適用しない。 (ア) 利用目的を公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、(イ) 利用目的を公表することにより当該対象事業者の権利又は正当な利益を侵害するおそれがある場</p>

	<p>合、(ウ) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき、(エ) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合</p> <p>4 対象事業者は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、4-1. (データ内容の正確性の確保等) の規定は、適用しない。</p> <p>5 対象事業者は、6-1. (第三者提供の制限の原則)、6-2. (オプトアウトに関する原則)、6-5. (外国にある第三者への提供の制限) の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。</p> <p>6 次に掲げる場合において、当該仮名加工情報である個人データの提供を受ける者は、前項の適用については第三者に該当しないものとする。特定の者との間で共同して利用される仮名加工情報である個人データを当該特定の者に提供する場合であって、その旨並びに共同して利用される仮名加工情報である個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該仮名加工情報である個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、公表しているとき。</p> <p>7 対象事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。</p> <p>8 対象事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当</p>
--	--

	<p>たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、以下1)から3)の個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。) 2) 電子メールを送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。) 3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。)を送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。) <p>9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、1-2.(利用目的の変更)第1項、3-3.(利用目的の通知又は公表)、3-5.(利用目的の通知等をしなくてよい場合)、5.(個人情報等の取扱いにおける事故等の報告について)、6-4-3.(共同利用)及び8.(保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等)の規定は、適用しない。</p> <p>10 対象事業者による仮名加工情報の取扱いにつ</p>
--	--

	<p>いては、前各項の規定のほか、次の1)から6)までの義務等が課される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 不適正利用の禁止 2) 適正取得 3) 安全管理措置 4) 従業者の監督 5) 委託先の監督 6) 個人情報の取扱いに関する苦情処理
新設	<p>10-2-1 利用目的による制限</p> <p>対象事業者、法令に基づく場合を除くほか、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報である仮名加工情報を取り扱ってはならない。「法令に基づく場合」以外の場合において、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報である仮名加工情報を取り扱う場合には、あらかじめ利用目的を変更する必要がある。</p>
	<p>10-2-2 利用目的の公表</p> <p>対象事業者は、個人情報である仮名加工情報を取得した場合には、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を公表しなければならない。また、利用目的の変更を行った場合には、変更後の利用目的を公表しなければならない。</p> <p>対象事業者が、自らが保有する個人情報の一部を削除する等の加工を行ったに過ぎない場合は、ここでいう個人情報の「取得」には該当しない。そのため、対象事業者が、自らが保有する個人情報を加工して仮名加工情報を作成した場合には、当該仮名加工情報が個人情報に当たる場合でも、ここでいう個人情報である仮名加工情報の「取得」には該当しない。</p>
新設	<p>10-2-3 利用する必要がなくなった場合の消去</p> <p>対象事業者は、保有する仮名加工情報である個人データについて利用する必要がなくなったとき、すなわち、利用目的が達成され当該目的との関</p>

	<p>係では当該仮名加工情報である個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や、利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となり、当該事業の再開の見込みもない場合等は、当該仮名加工情報である個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。</p> <p>また、保有する削除情報等について利用する必要がなくなったときは、当該削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。</p>
<p>新設</p>	<p>10-2-4 第三者提供の禁止等</p> <p>対象事業者は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。ただし、次の（１）から（３）までの場合については、仮名加工情報である個人データの提供先は対象事業者とは別の主体として形式的には第三者に該当するものの、提供主体の対象事業者と一体のものとして取り扱うことに合理性があるため、第三者には該当しないものとする。そのため、このような要件を満たす場合には、仮名加工情報である個人データを提供することができる。</p> <p>対象事業者は、仮名加工情報である個人データを共同利用する場合において、「仮名加工情報である個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に変更があったときは遅滞なく、当該変更後の内容について、公表しなければならない。また、「共同利用する者の利用目的」については、社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に範囲内で変更することができ、「仮名加工情報である個人データの管理について責任を有する者」についても変更することができるが、いずれも変更する前に、公表しなければならない。</p> <p>なお、法令に基づく場合又は次の（１）から（３）までのいずれかの場合における仮名加工情報である個人データの提供については、確認・記録義務は課されない。</p>

	<p>(1) 委託</p> <p>(2) 事業の承継</p> <p>(3) 共同利用</p>
新設	<p>10-2-5 識別行為の禁止</p> <p>略対象事業者が個人情報である仮名加工情報を取り扱う場合には、当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別する目的で、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。例えば、複数の仮名加工情報を組み合わせて統計情報を作成すること等は識別行為にあたらぬが、保有する個人情報と仮名加工情報について、共通する記述等を選別してこれらを照合することは、識別行為に該当するため、行ってはならない。</p>
	<p>10-2-6 本人への連絡等の禁止</p> <p>対象事業者は、個人情報である仮名加工情報を取り扱う場合には、電話をかけ、郵便若しくは信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報の利用を行ってはならない。</p> <p>電子メールを送信する方法のほか、受信する者を特定した上で情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法であり、他人に委託して行う場合を含む。受信する者を特定した上で情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法としては、いわゆる SNS のメッセージ機能によりメッセージを送信する方法や CookieID を用いて受信する者を特定した上で、当該受信者に対して固有の内容のインターネット広告を表示する方法等がある。</p>
新設	<p>10-2-7 適用除外</p> <p>仮名加工情報（個人情報であるもの）、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データの取扱いについては、次の（1）から（3）までの規定が適用されない。</p> <p>(1) 利用目的の変更</p>

	<p>仮名加工情報（個人情報であるもの）については、1-2.（利用目的の変更）第1項は適用されないため、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超える利用目的の変更も認められる。</p> <p>(2) 漏えい等の報告等</p> <p>仮名加工情報である個人データについては、5.（個人情報等の取扱いにおける事故等の報告について）は適用されないため、仮名加工情報である個人データについて漏えい等が発生した場合でも、5.（個人情報等の取扱いにおける事故等の報告について）に基づく報告や本人への通知は不要である。</p> <p>ただし、仮名加工情報の作成の元となった個人データ又は氏名と仮IDの対応表のような削除情報等（個人データであるもの）についての漏えい等及び事故等が発生した場合において、当該漏えい等及び事故等が5.（個人情報等の取扱いにおける事故等の報告について）に定める要件を満たす場合には、報告や本人通知の対象となる。</p> <p>(3) 本人からの開示等の請求等</p> <p>仮名加工情報である保有個人データについては、5.（個人情報等の取扱いにおける事故等の報告について）の規定は適用されないため、仮名加工情報である保有個人データについては、これらの規定に基づく本人からの開示等の請求等の対象とならない。</p> <p>ただし、対象事業者が仮名加工情報の作成の元となった保有個人データを引き続き保有している場合、当該保有個人データについては、本人からの開示等の請求等の対象となる。</p>
新設	<p>10-2-8 その他の義務等</p> <p>対象事業者による仮名加工情報（個人情報であるもの）及び仮名加工情報である個人データの取扱いについては、第9項までの規定のほか、第10項に記載の義務等が課される。また、仮名加工情報</p>

	<p>である個人データについては、確認・記録義務に関する6-6.（第三者提供に係る記録の作成等）及び6-7.（第三者提供を受ける際の確認等）の適用対象となる。もっとも、法第41条第6項により、仮名加工情報である個人データの第三者提供の禁止の例外は、法令に基づく場合又は委託、事業承継若しくは共同利用に伴って提供される場合に限定されているところ、これらの場合には、確認・記録義務は課されないこととされている（法第41条第6項により読み替えて適用される法第29条第1項ただし書及び第30条第1項ただし書）。</p> <p>対象事業者は、個人データを共同利用する場合において、「個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に変更があったときは遅滞なく、当該変更後の内容について、公表しなければならない（仮名加工情報でない場合は、「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない」）。また、「共同利用する者の利用目的」については、社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に範囲内で変更することができ、「個人データの管理について責任を有する者」についても変更することができるが、いずれも変更する前に、公表しなければならない（仮名加工情報でない場合は、「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない」）。</p>
--	---

■ 個人情報でない仮名加工情報の取扱いに関する義務（New）

(旧)	(新)
新設	<p>10-3</p> <p>1 対象事業者は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。この文において同じ。）を第三者に提供してはならない。</p> <p>2 次に掲げる場合において、当該仮名加工情報</p>

	<p>の提供を受ける者は、前項の適用については、第三者に該当しないものとする。①対象事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において仮名加工情報の取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該仮名加工情報が提供される場合、②合併その他の事由による事業の承継に伴って仮名加工情報が提供される場合、③特定の者との間で共同して利用される仮名加工情報が当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される仮名加工情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該仮名加工情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、公表しているとき。</p> <p>3 対象事業者は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他の仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p> <p>4 対象事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。</p> <p>5 4-3. (従業員の監督)、4-4. (委託先の監督)、9. (個人情報の取扱いに関する苦情処理) 及び 10-2. (個人情報である仮名加工情報の取扱いに関する義務) 第8項の規定は、対象事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。</p>
新設	<p>10-3-1 第三者提供の禁止①</p> <p>対象事業者は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下、同様とする。）を第三者に提供してはならない。</p>
新設	<p>10-3-2 第三者提供の禁止②</p>

	<p>委託、事業承継又は共同利用により仮名加工情報の提供を受ける者は、提供主体の対象事業者と一体のものとして取り扱うことに合理性があるため、第三者には該当しないものとする。そのため、委託、事業承継又は共同利用による場合は、仮名加工情報を提供することができる。</p> <p>対象事業者は、仮名加工情報を共同利用する場合において、「仮名加工情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に変更があったときは遅滞なく、当該変更後の内容について、公表しなければならない。また、「共同利用する者の利用目的」については、社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に範囲内で変更することができ、「仮名加工情報の管理について責任を有する者」についても変更することができるが、いずれも変更する前に、公表しなければならない。</p>
<p>新設</p>	<p>10-3-3 その他の義務</p> <p>対象事業者による仮名加工情報の取扱いについては、安全管理措置、苦情処理、識別行為の禁止、本人への連絡等の禁止の各義務等が課される。</p> <p>共同利用事項の変更については、10-2-8.（その他の義務等）と同様である。</p>

● 匿名加工情報取扱事業者等の義務

■ 対象事業者の匿名加工情報の取扱い

(旧)	(新)
7-1	11-1
<p>1 対象事業者は、匿名加工情報の加工、安全管理措置等、公表、第三者提供、識別行為の禁止その他匿名加工情報の取扱いに関する法律上の義務を遵守しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>1 対象事業者は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下、同様とする。）の加工、安全管理措置等、公表、第三者提供、識別行為の禁止その他匿名加工情報の取扱いに関する法律上の義務を遵守しなければならない。</p> <p>2 (同左)</p>

<p>対象事業者は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下、同様とする。）を取り扱う場合には、法律上の義務を遵守しなければならない。</p> <p>対象事業者が、匿名加工情報を作成する個人情報取扱事業者である場合には、匿名加工情報の適切な加工、匿名加工情報の加工方法等の安全管理措置の構築、匿名加工情報の作成時の公表、匿名加工情報を第三者提供するときの公表及び明示並びに匿名加工情報を他の情報と照合する行為の禁止等の義務を負う。</p> <p>また、対象事業者が匿名加工情報取扱事業者である場合には、匿名加工情報を第三者提供するときの公表及び明示並びに匿名加工情報の加工方法等の情報の取得及び他の情報と照合する行為の禁止等の義務を負う。</p> <p>上記に加え、当協会の対象事業者は、対象事業者が、匿名加工情報を作成し、又は匿名加工情報を取り扱う場合には、匿名加工情報の安全管理措置及び苦情処理等の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じなければならない。なお、対象事業者は、上記の苦情の申出先に、対象事業者の苦情の申出先のほか、当協会の名称及び苦情解決の申出先を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かななければならない。（6.参照）</p> <p>（略）</p>	<p>対象事業者は、匿名加工情報を取り扱う場合には、法律上の義務を遵守しなければならない。</p> <p>対象事業者が、匿名加工情報を作成する場合には、匿名加工情報の適切な加工、匿名加工情報の加工方法等情報（匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに11-2.（匿名加工情報の適切な加工）の規定により行った加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。以下、同様とする。）の安全管理措置、匿名加工情報の作成時の公表、匿名加工情報を第三者提供するときの公表及び明示並びに匿名加工情報を他の情報と照合する行為の禁止等の義務を負う。</p> <p>また、対象事業者が匿名加工情報取扱事業者である場合には、匿名加工情報を第三者提供するときの公表及び明示並びに匿名加工情報の加工方法等の情報の識別目的での取得及び匿名加工情報を他の情報と照合する行為の禁止等の義務を負う。</p> <p>（同左）</p>
--	---

■ 11-2 匿名加工情報の適切な加工（略）

■ 匿名加工情報の作成時の公表

(旧)	(新)
7-3	11-3
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 対象事業者が他の個人情報取扱事業者の委託を受けて匿名加工情報を作成した場合は、当該他の個人情報取扱事業者が当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を(1)項に規定する方法により公表するものとする。この場合においては、当該公表をもって当該個人情報取扱事業者が当該項目を公表したものとみなす。</p>	<p>(1) (同左)。</p> <p>(2) 対象事業者が第三者に委託して匿名加工情報を作成した場合は、当該対象事業者が当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を(1)項に規定する方法により公表するものとする。対象事業者が他の個人情報取扱事業者の委託を受けて匿名加工情報を作成した場合は、当該他の個人情報取扱事業者が当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を(1)項に規定する方法により公表するものとする。</p>

■ 匿名加工情報の安全管理措置等

(旧)	(新)
7-4	11-4
<p>(1) 対象事業者は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに個人情報保護委員会の定める基準に従った加工の方法(以下「加工方法等」という。)に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして、以下の基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。</p> <p>(ア) 加工方法等情報(匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに個人情報保護委員会の定める基準に従った加工の方法に関する情報(その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。)をいう。以下、同様とする。)を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること</p>	<p>(1) 対象事業者は、匿名加工情報を作成したときは、加工方法等情報に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして、以下の基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。</p> <p>(ア) 加工方法等情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること</p>

(イ)～(ウ) (略) (2)～(3) (略)	(イ)～(ウ) (同左) (2)～(3) (同左)
----------------------------	------------------------------

■ 識別行為の禁止

(旧)	(新)
7-5	11-5
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 対象事業者が匿名加工情報取扱事業者である場合において、匿名加工情報（自ら個人情報を加工して作成したものを除く。）を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは7-1.（対象事業者の匿名加工情報の取扱い）等の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) 対象事業者は、匿名加工情報（自ら個人情報を加工して作成したものを除く。）を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは11-2.（匿名加工情報の適切な加工）若しくは法第114条（行政機関等匿名加工情報の作成等）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。</p>

■ 匿名加工情報の第三者提供

(旧)	(新)
7-6	11-6
<p>(1) 対象事業者が、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により明示しなければならない。</p> <p>(2) 対象事業者が匿名加工情報取扱事業者である場合に、匿名加工情報（自ら個人情報を加工して</p>	<p>対象事業者が、当該匿名加工情報を第三者に提供するとき（対象事業者が匿名加工情報を作成した場合とそうでない場合を含む）は、インターネットの利用その他の適切な方法により、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により明示しなければならない。</p>

<p>作成したものを除く。)を第三者に提供するとき、インターネットの利用その他の適切な方法により、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により明示しなければならない。</p>	
---	--

● 個人情報保護を推進する上での考え方や方針の策定

(旧)	(新)
9	(削除)
<p>対象事業者は、個人情報保護を推進する上での考え方や方針を策定し、公表をしなければならない。</p>	—
<p>対象事業者は、個人情報保護を推進する上での考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）を策定し、あらかじめ公表しなければならない。対象事業者が策定する個人情報保護を推進する上での考え方や方針には、以下の事項が含まれていなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業者の名称 (2) 関係法令の遵守 (3) 個人情報の利用目的 (4) 安全管理措置に関する事項 (5) 個人データの第三者提供、共同利用、委託の有無及び必要な事項 (6) 保有個人データの開示等に関する手続 (7) 問合せ先及び苦情処理の受付窓口 <p>また、本人の権利利益の保護の観点からは、上記のほか、取得をする個人情報の項目や個人情報を取得する方法について、あらかじめ公表することが望ましい。</p>	—

● ガイドライン等

(旧)	(新)
10	(削除)
<p>対象事業者は、当協会の指針を遵守するとともに、委員会等の作成するガイドライン等を参照するものとする。</p> <p>対象事業者は、本指針及び法律上の義務を遵守するために、関連する規格等を参照することが考えられる。</p>	—

● 学術研究機関等の責務 (New)

(旧)	(新)
新設	12
	<p>対象事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。</p>
	<p>学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合には、当該個人情報の取扱いについて、この法律を遵守するとともに、学術研究機関等について法律の特例が設けられているものも含め、安全管理措置、苦情処理等、個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。</p>

● 指導、勧告その他の措置

(旧)	(新)
11	13
略	同左
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 勧告</p> <p>当協会は、指導を受けた対象事業者が、正当</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) 勧告</p> <p>当協会は、指導を受けた対象事業者が、正当</p>

<p>な理由なくその指導に従わなかった場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認められるときに、当該対象事業者に対し、その指導に係る措置をとるべきことを文書により勧告するものとする。</p> <p>(3) その他の措置</p> <p>当協会は、勧告を受けた対象事業者が、正当な理由なくその勧告に係る措置を取らなかった場合には、別に定めるところにより、以下の措置を実施するものとする。</p> <p>(ア) ~ (ウ) (略)</p>	<p>な理由なくその指導に従わなかった場合、若しくは、個人の権利利益を保護するため必要があると認められるときに、当該対象事業者に対し、その指導に係る措置をとるべきことを文書により勧告するものとする。</p> <p>(3) その他の措置</p> <p>当協会は、勧告を受けた対象事業者が、正当な理由なくその勧告に係る措置を取らなかった場合、若しくは、指導及び勧告を受けていない対象事業者において、「認定個人情報保護団体対象事業者になることへの同意届出書」の同意事項に違反し、個人の権利利益を保護するため必要があると認められるときに、以下の措置を実施するものとする。</p> <p>(ア) ~ (ウ) (同左)</p>
---	---

● 指針及び自主ルール一覧の見直し

(旧)	(新)
<p>12</p> <p>本指針は、社会情勢の変化、個人情報保護に関する国民の認識の変化、技術の発展及び実務の状況並びに、個人情報等の取扱いに係る事故等の発生状況等に応じて、適宜見直しを行うことが必要である。</p> <p>したがって、本指針策定後も、随時関係者の意見を求めながら見直しに努めるものとする。</p>	<p>14</p> <p>本指針は、社会情勢の変化、個人情報保護に関する国民の認識の変化、技術の発展及び実務の状況並びに、個人情報等の取扱いに係る事故等の発生状況等に応じて、適宜見直しを行うことが必要である (本指針内で規定する JIPDEC 自主ルールを含む)。</p> <p>したがって、本指針並びに「JIPDEC 個人情報保護指針【自主ルール一覧】」策定後も、随時関係者 (対象事業者を含む) の意見を求めながら見直しに努めるものとする。</p>